

軽減・減免の制度について

低所得世帯に対する軽減

世帯の所得額が次の基準に該当する場合、均等割と平等割が減額されます。

軽減割合	所得基準（世帯主・被保険者・※1 特定同一世帯所属者の所得合計）
7割軽減	43万円＋（※2 給与所得者等の数－1）×10万円以下
5割軽減	43万円＋（※2 給与所得者等の数－1）×10万円＋29万円×（国保加入者数＋※2 特定同一世帯所属者数）以下
2割軽減	43万円＋（※2 給与所得者等の数－1）×10万円＋53.5万円×（国保加入者数＋※1 特定同一世帯所属者数）以下

※1 特定同一世帯所属者とは、国保に加入していた方が後期高齢者医療保険の被保険者となり、国保の資格を喪失した後も同一世帯に属する方です。ただし、特定同一世帯所属者がその世帯から抜けたり、世帯主が変更になった場合には該当しません。

※2 給与所得者等の数とは、納税義務者並びにその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得を有する者の数および、公的年金等に係る所得を有する者の合計数をいいます。

【留意事項】

- 国保税の適正な算定を行うためには、所得の申告が必要です。市外在住で尾花沢市の国保に加入している方（住所地特例）や1月2日以降に転入した方は、1月1日現在の住所地で申告をお願いします。
- 軽減判定をする場合の所得額は、国保税の所得割額を算定する場合の所得額と異なります。
 - 65歳以上の公的年金受給者は年金所得から15万円控除します。
 - 事業所得は専従者給与を差し引く前（専従者控除前）の金額です。また、専従者給与をもらっている人は、その給与所得はないものとして計算します。
 - 分離譲渡所得は特別控除前の金額です。

未就学児にかかる均等割額の軽減

令和4年度から～

未就学児がいる国保加入世帯に対して、下表のとおり未就学児の均等割額の2分の1を減額します。なお、低所得世帯に対する軽減が適用されている場合には、その軽減後の額から2分の1を減額します。（申請は不要です。）

未就学児1人に係る均等割額

世帯所得による軽減割合	法定軽減後均等割額		減額後均等割額
7割軽減	10,620円	2分の1 を減額 →	5,310円
5割軽減	17,700円		8,850円
2割軽減	28,320円		14,160円
軽減なし	35,400円		17,700円

※未就学児とは…令和5年度については、平成29年4月2日以降生まれの方

失業者に対する軽減（申請必要）

解雇・倒産・雇止めなど、会社の都合で退職された方は軽減される場合があります。軽減を受けるには申請が必要ですので、市民税務課で手続きを行ってください。

（ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由のコードが〔11、12、21～23、31～34〕の方が対象です。）

後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置

後期高齢者医療制度に移行することによって国保加入世帯の負担が大きく変わることのないように、次のような緩和措置が図られます。

①軽減判定について

低所得世帯に対する軽減を判定する際に特定同一世帯所属者の所得及び人数を含めて判定します。

②平等割額の軽減について

同一世帯員が後期高齢者医療保険制度へ移行し、国保加入者が一人になった場合、軽減されます。

◆軽減内容／医療分と後期高齢者支援金等分の平等割額を減額

◆軽減期間／8年間（最初の5年間は2分の1、残りの3年間は4分の1を減額）

（例）世帯主は後期高齢者医療制度、妻は国保の二世帯の場合

5年間

医療給付費分	13,000円
後期高齢者支援金等分	3,500円



3年間

医療給付費分	19,500円
後期高齢者支援金等分	5,250円

③被扶養者であった方の減免について

社会保険などから後期高齢者医療制度に移行することにより、社会保険などの被扶養者から国保の被保険者となった65歳以上の方（旧被扶養者）については、次のような特別措置を受けることができます。

◆減免内容

- ・旧被扶養者に係る所得割額を全額免除
- ・旧被扶養者に係る医療分と後期高齢者支援金等分の均等割額を半額免除（7割及び5割軽減世帯を除く）
- ・旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、平等割額を半額免除（7割及び5割軽減世帯を除く）

◆減免期間 資格取得日の属する月から2年間

救済措置としての減免（申請必要）

災害やその他特別な事情により著しく担税力がなくなった方に対する一時的な救済措置として、尾花沢市国民健康保険税条例及び尾花沢市国民健康保険税減免規則に基づく減免を受けることができます。申請が必要ですので、市民税務課市税係にご相談ください。

※減免に該当しない方でも、事情により納付が困難な場合には分割納付の相談も受け付けていますので、市民税務課収納係にご相談ください。

モデルケース別年間保険税

ケース① 低所得世帯に対する軽減が該当にならない場合

3人世帯（45歳夫婦、中学生）世帯主の収入のみ 給与収入 400万円（所得 276万円）
 所得割の基準額 233万円（276万円-43万円） 軽減判定所得 276万円

区分 (課税対象年齢)	所得割 (前年所得額 -43万円)	均等割 (加入者1人あたり)	平等割 (世帯あたり)	合計
① 医療給付費分 (0～74歳)	198,050円	80,700円 (26,900×3名)	26,000円	<u>304,700円</u> (100円未満切り捨て)
② 後期高齢者 支援金等分 (0～74歳)	60,580円	25,500円 (8,500×3名)	7,000円	<u>93,000円</u> (100円未満切り捨て)
③ 介護納付金分 (40～64歳)	41,940円	18,800円 (9,400×2名)	6,000円	<u>66,700円</u> (100円未満切り捨て)

※ 軽減判定所得が276万円であるため軽減はなし（低所得世帯に対する軽減を参照）

年税額 464,400円

ケース② 低所得世帯に対する軽減になる場合

1人世帯（65歳単身）年金収入 150万円（所得 40万円）
 所得割の基準額 0円（40万円-43万円） 軽減判定所得 25万円（40万円-15万円）

区分 (課税対象年齢)	所得割 (前年所得額 -43万円)	均等割 (加入者1人あたり)	平等割 (世帯あたり)	合計
① 医療給付費分 (0～74歳)	0円	8,000円 (7割軽減)	7,800円 (7割軽減)	<u>15,800円</u>
② 後期高齢者 支援金等分 (0～74歳)	0円	2,500円 (7割軽減)	2,100円 (7割軽減)	<u>4,600円</u>
③ 介護納付金分 (40～64歳)	0円	0円	0円	<u>0円</u>

※ 軽減判定所得が25万円であるため均等割と平等割が7割軽減該当（低所得世帯に対する軽減を参照）

年税額 20,400円

上記のケースは一例です。詳しくは7月中旬にお送りする国民健康保険税納税通知書にてご確認ください。